

ひらめ β 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン

平成 16 年 12 月 13 日（告示第 2153 号）新規追加

平成 19 年 8 月 29 日（告示第 1076 号）一部改正

平成 29 年 6 月 28 日（告示第 1011 号）一部改正

動生剤基準のひらめ β 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチンの 3.3.3、3.3.5 及び 3.3.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。